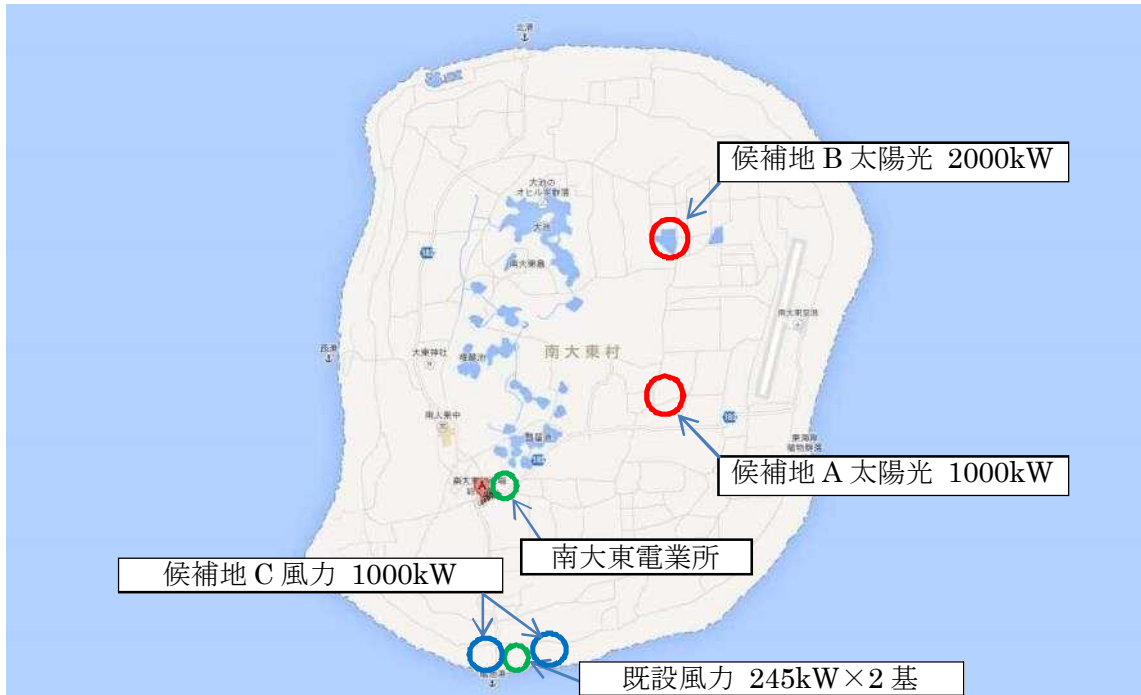


(5) 南大東島

1) 設置候補地

太陽光発電及び風力発電の設置候補地を以下に示す。
但し、候補地 C はいずれか 1 箇所を選択するものである。



現況写真



2) 候補地の利用規制

	農用地 区域	地域森林計画 対象民有林		自然公園 区域		自然環境保全 地域		その他
		民有林	保安林	普通	特別	普通	特別	
候補地 A	該当	—	—	—	—	—	—	
候補地 B	該当	—	—	—	—	—	—	
候補地 C	—	—	該当	—	—	—	—	臨港地区

【規制内容】……詳細は添付4「各離島の土地利用規制」を参照のこと。

■農用地区域：

農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更又は建築物その他の耕作物の新築、改築若しくは増築をいう）について許可が必要（農業振興地域の整備に関する法第15条の2）。

■保安林：

立木竹の伐採、損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の伐採、土石、樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更しようとする者は許可が必要（森林法第34条）。また、保安林を他の用途に転用する者は、保安林解除の手続きが必要（第27条）。

■臨港地区：

分区の区域内において、分区の目的を著しく阻害する構築物の建設等（第40条）について工事開始の日の60日前までに届け出ること（第38条の2）。



3) 太陽光発電

■候補地 A

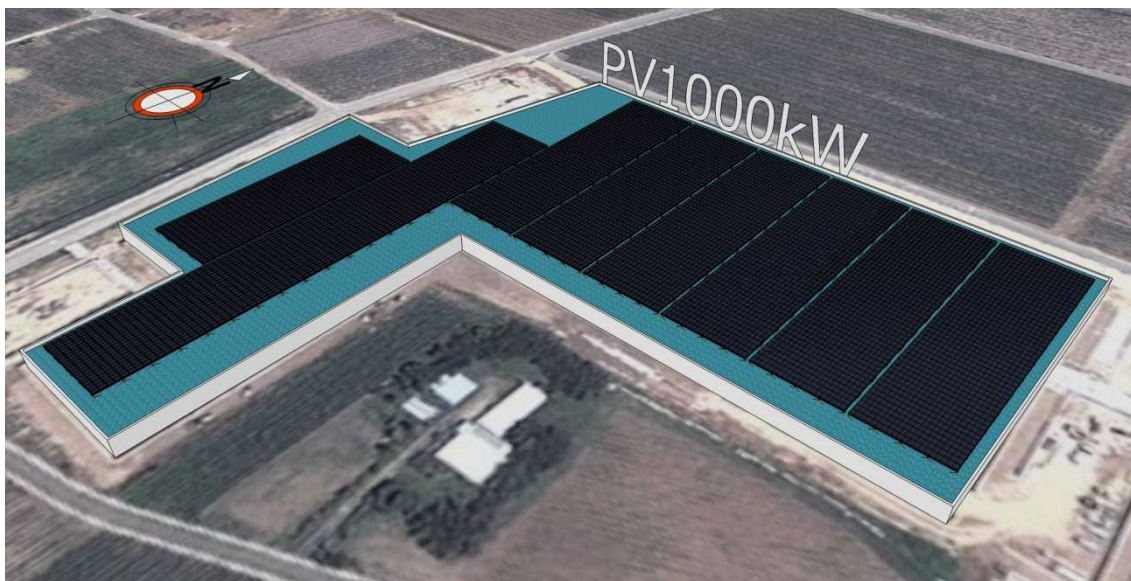
規模：1,000kW、貯水池上部、薄膜系 Si、傾斜 5 度、DC=1.2AC

概要：建設中の貯水池の上部に高架型架台を設置し、太陽光パネルを設置する。

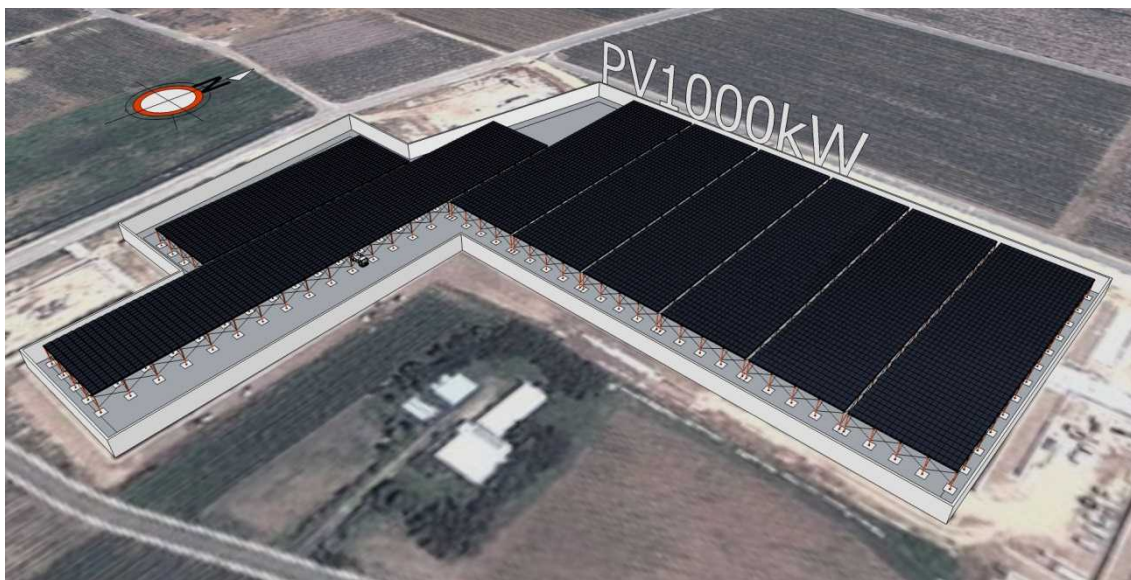
(太陽電池アレイの構造を参照)

用途：農業用水管理のため、民間発電事業者の誘致は難しいため、村が発電事業者となる想定。

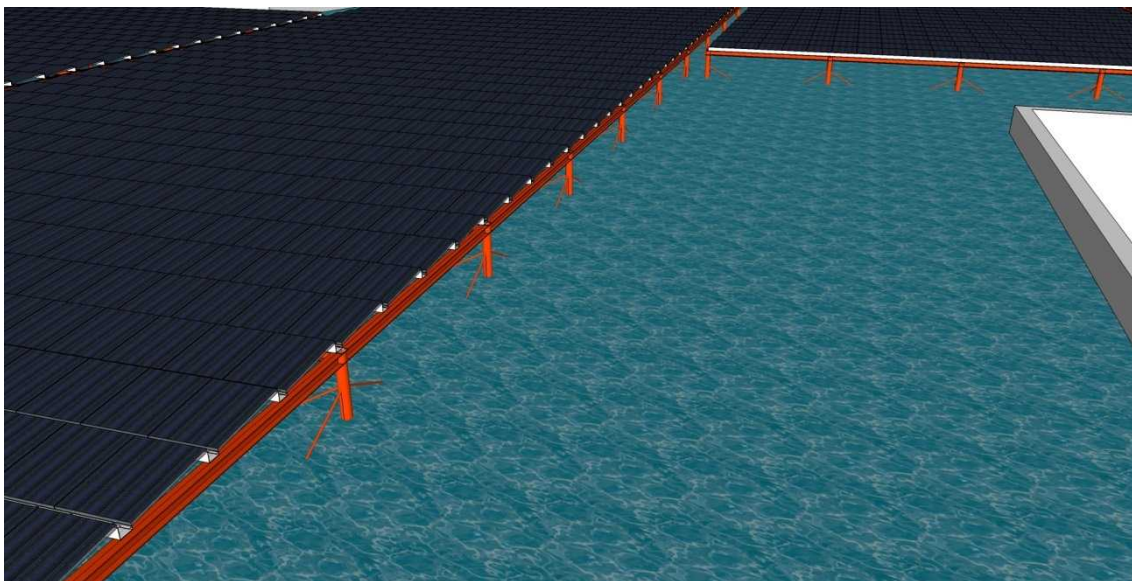
<満水時 水位 4.0m>



<満水時 水位 0.0m>

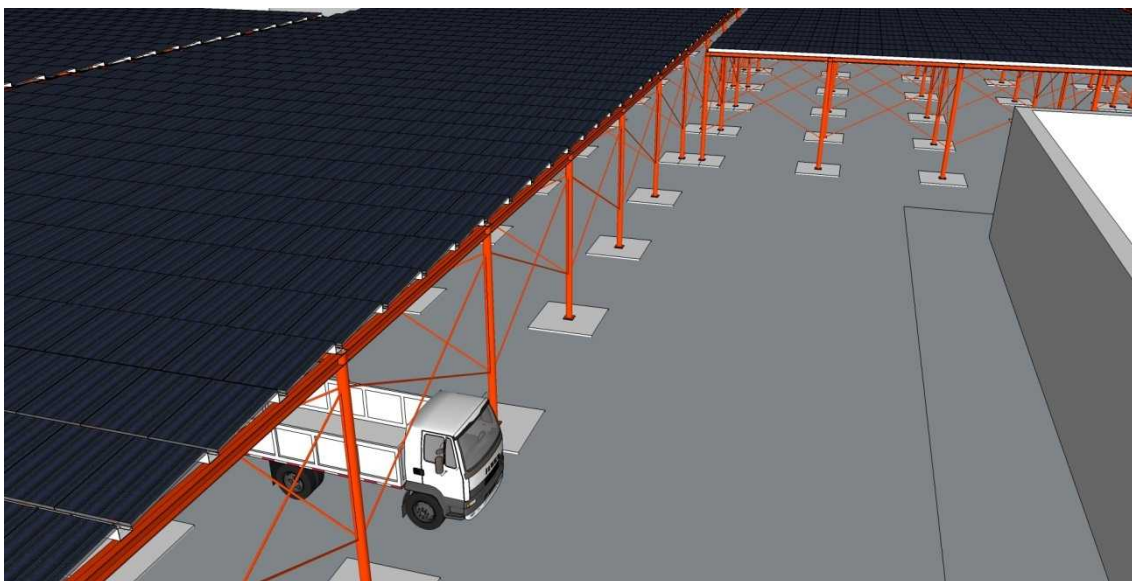


<満水時 水位 4.0m>



※架台梁高さは 5.0m であるため、満水時水位 4.0m であっても 1.0m 程度の離隔を確保。

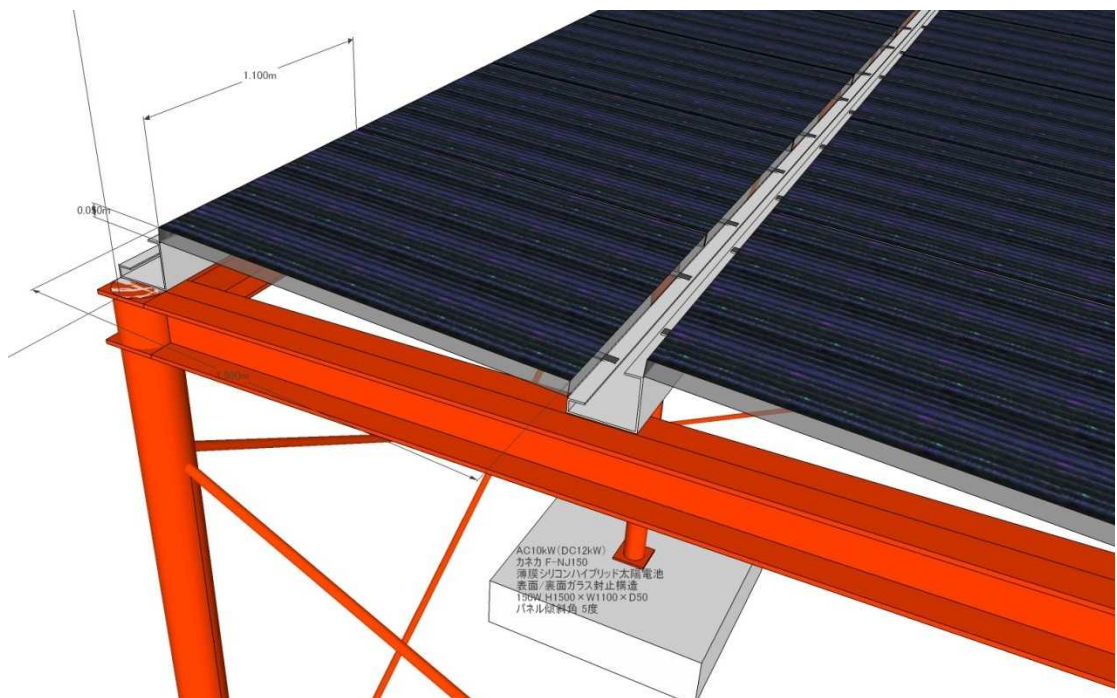
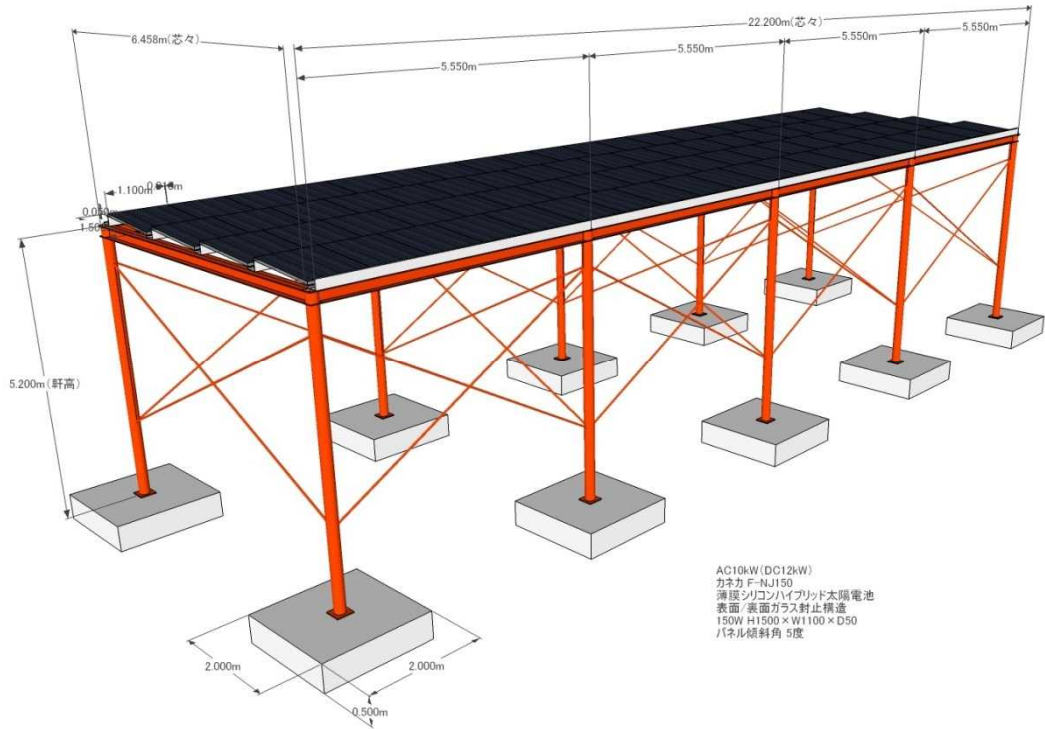
<満水時 水位 0.0m>



※貯水池の清掃やメンテナンス時に 2ton トラック程度であれば、問題なく架台下を利用できる。

参考：太陽電池アレイの構造

高架型架台の特徴は以下の通り。但し、概略設計・概略強度計算によるものであるため、詳細設計にて若干形状が異なる可能性がある。太陽光パネルは表裏両面ガラス封止構造をもったカネカ製 F-NJ150 を想定し、防錆防水に対応する。太陽電池パネルは IP56（防じん防波浪形）。パネル傾斜角度は 5 度。



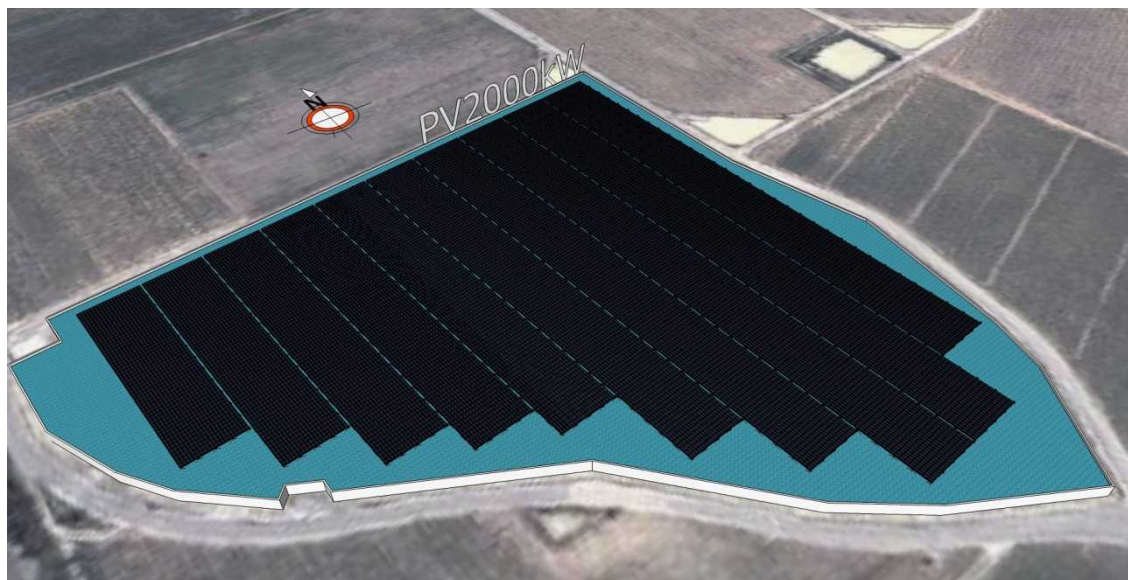
■候補地 B

規模：2,000kW、貯水池上部、薄膜系 Si、傾斜 5 度、DC=1.2AC

概要：北東貯水池の上部に高架型台を設置し、太陽光パネルを設置する。(太陽電池アレイの構造を参照)

用途：農業用水管理のため、民間発電事業者の誘致は難しいため、村が発電事業者となる想定。

<満水時 水位 4.0m>



<渇水時 水位 0.0m>



4) 風力発電

■候補地 C

規模：1000kW×1基、昇降式風車、ハブ高70m、ロータ径62m

概要：島南部 既設可倒式風車近隣。最寄の民家から400m 離隔がとれる位置。

※イメージ図は2基だが、いずれか1箇所を選定。

用途：発電事業者は沖縄電力㈱を予定。村との借地契約を行う。



昇降式風車 GEV-HP 1000kW

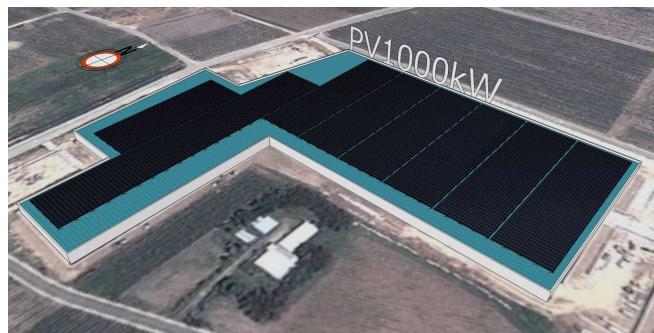


5) 選定結果

太陽光発電：貯水池上部（1000kW, 2000kW）で村が直営することで基本合意
 風力発電：既設近傍に 1000kW×1 基を予定



■ 太陽光発電
 候補地 A
 1,000kW



■ 太陽光発電
 候補地 B
 2,000kW



■ 風力発電
 候補地 D
 1,000kW×1 基



(6) 多良間島

1) 設置候補地

太陽光発電及び風力発電の設置候補地を以下に示す。
但し、2通りの設置プランがある。



現況写真

候補地 A 及び C 字有地、現地は個人借地	候補地 A 及び C 字有地、現地は個人借地	250kW 太陽光発電設備 (沖縄電力㈱所有)
候補地 B 貯水池上部	候補地 B 貯水池上部	旧空港滑走路

2) 候補地の利用規制

	農用地区域	地域森林計画 対象民有林		自然公園 区域		自然環境保全 地域		その他
		民有林	保安林	普通	特別	普通	特別	
候補地 A	—	—	—	—	—	—	—	—
候補地 B	該当	—	—	—	—	—	—	—
候補地 C	—	—	—	—	—	該当	—	—

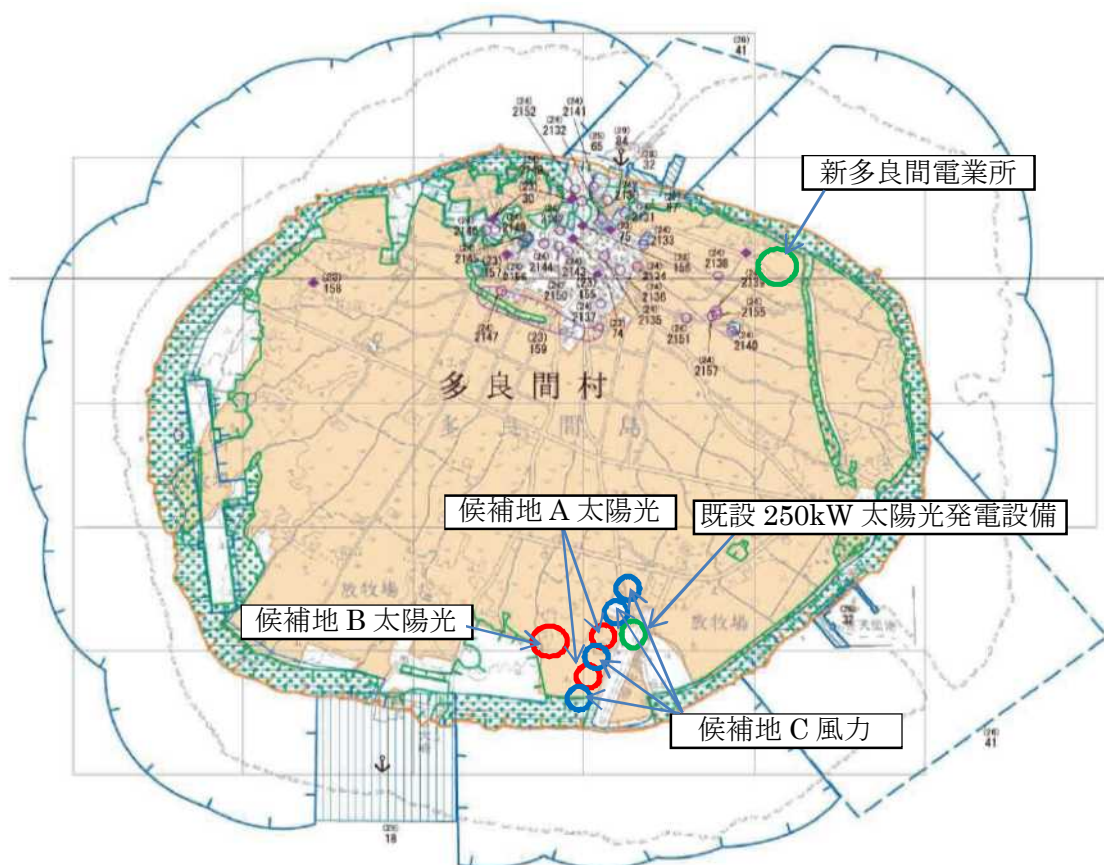
【規制内容】……詳細は添付 4 「各離島の土地利用規制」を参照のこと。

■農用地区域：

農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更又は建築物その他の耕作物の新築、改築若しくは増築をいう）について許可が必要（農業振興地域の整備に関する法第 15 条の 2）。

■自然公園区域：

普通地域では届出が必要。特別地域は（第 1～3 種）の区分があり、工作物の新築、改築又は増築する場合等は許可が必要。



3) 太陽光発電

■候補地 A (第1プラン)

規模：2,000kW(1350+650)、陸上部、結晶系 Si、傾斜 5 度、DC=1.2AC

概要：旧空港滑走路の既設 250kW 太陽光発電設備（沖縄電力所有）に隣接し、風力発電設備の日射障害影響を受けない面積とする。

当該第1プランを選択の際は、候補地 B の検討は不要。

用途：発電事業者は村又は字、及び誘致した民間発電事業者（字との借地契約）。

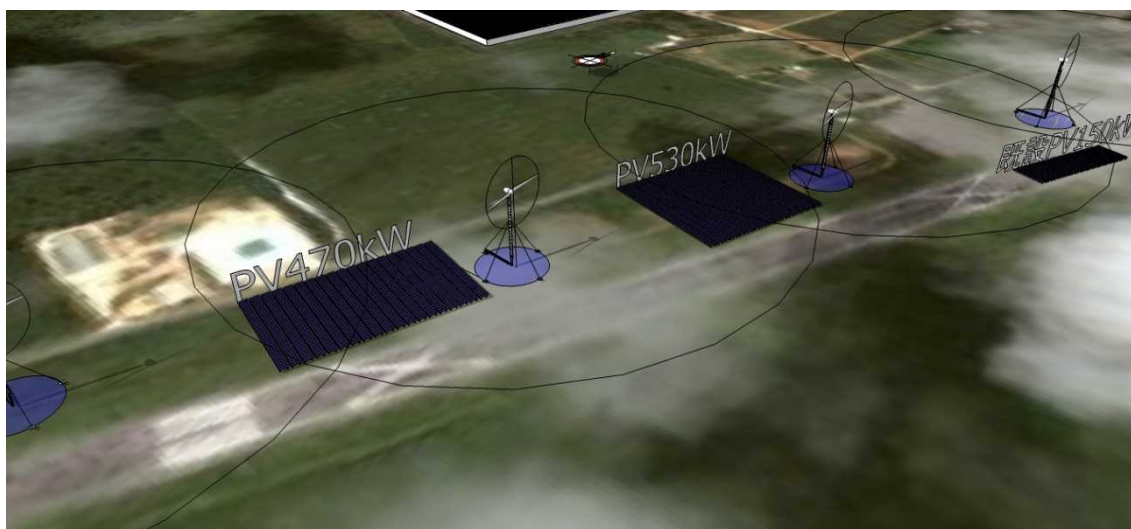


■候補地 A (第2プラン)

規模：1,000kW(470+530)、陸上部、結晶系 Si、傾斜 5 度、DC=1.2AC

概要：旧空港滑走路の既設 250kW 太陽光発電設備（沖縄電力所有）に隣接し、風力発電設備の日射障害影響を受けない面積とする。

用途：発電事業者は村又は字、及び誘致した民間発電事業者（字との借地契約）。

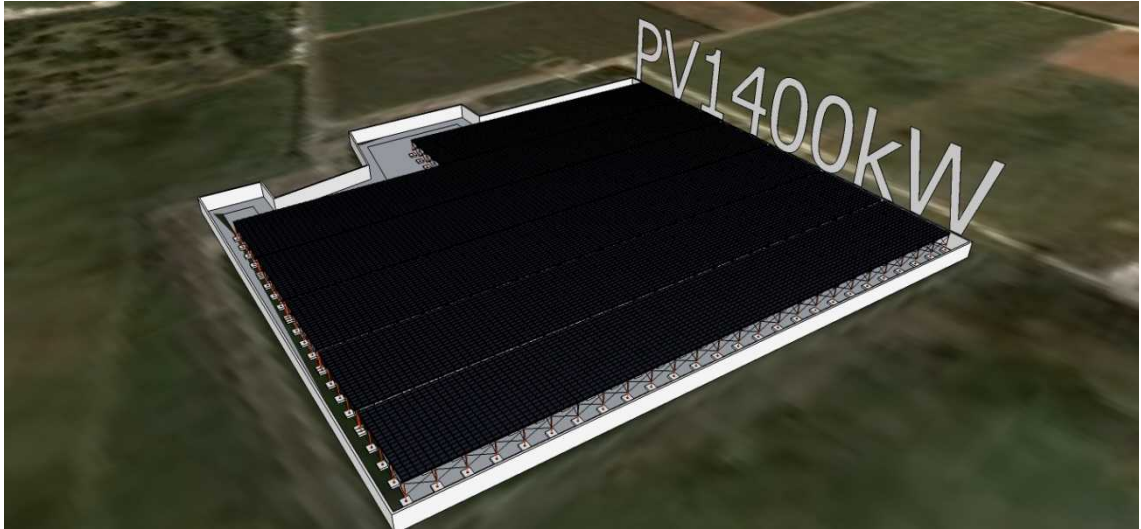


■候補地 B (第 2 プラン)

規模：1,400kW、貯水池上部、薄膜系 Si、傾斜 5 度、DC=1.2AC

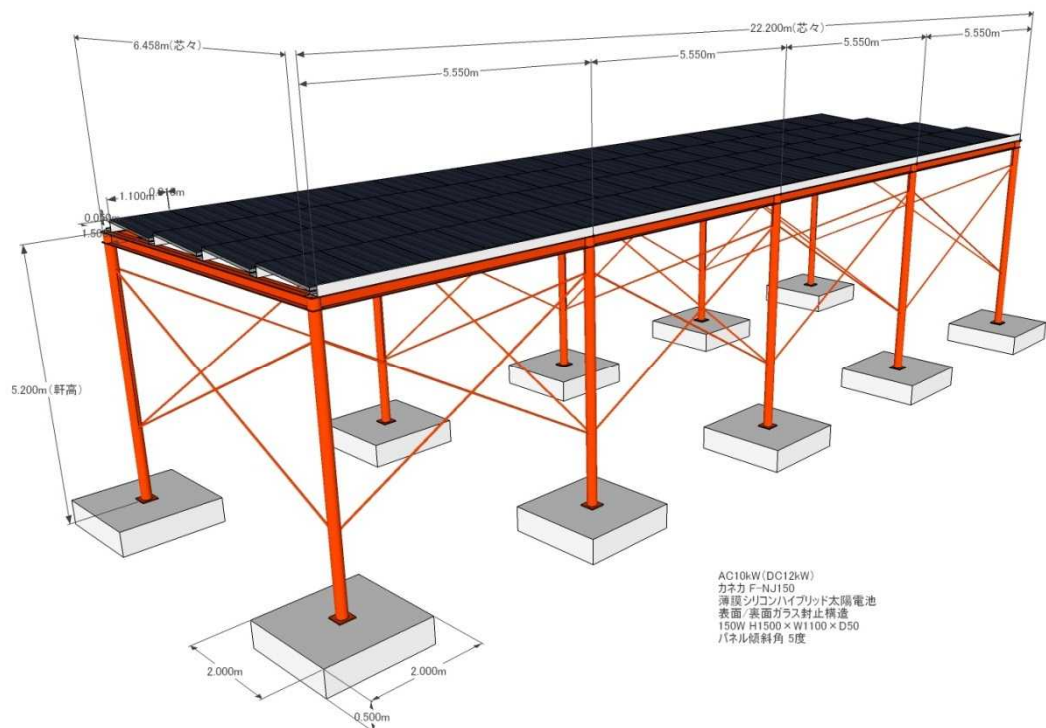
概要：貯水池上部に高架架台を設置し、太陽光パネルを設置する。

用途：農業用水管理のため、民間発電事業者の誘致は難しいため、村が発電事業者となる想定。



参考：太陽電池アレイの構造

高架型架台の特徴は以下の通り。但し、概略設計・概略強度計算によるものであるため、詳細設計にて若干形状が異なる可能性がある。太陽光パネルは表裏両面ガラス封止構造をもったカネカ製 F・NJ150 を想定し、防錆防水に対応する。太陽電池パネルは IP67 (防じん防波浪形)。パネル傾斜角度は 5 度。



4) 風力発電

■候補地 C (第1プラン)

規模：1000kW(1000kW×1基)、昇降式風車、ハブ高70m、ロータ径62m

概要：旧空港滑走路に隣接して1基を配置。太陽光発電との適切な離隔をとる。

用途：発電事業者は沖縄電力㈱を予定。字との借地契約を行う。

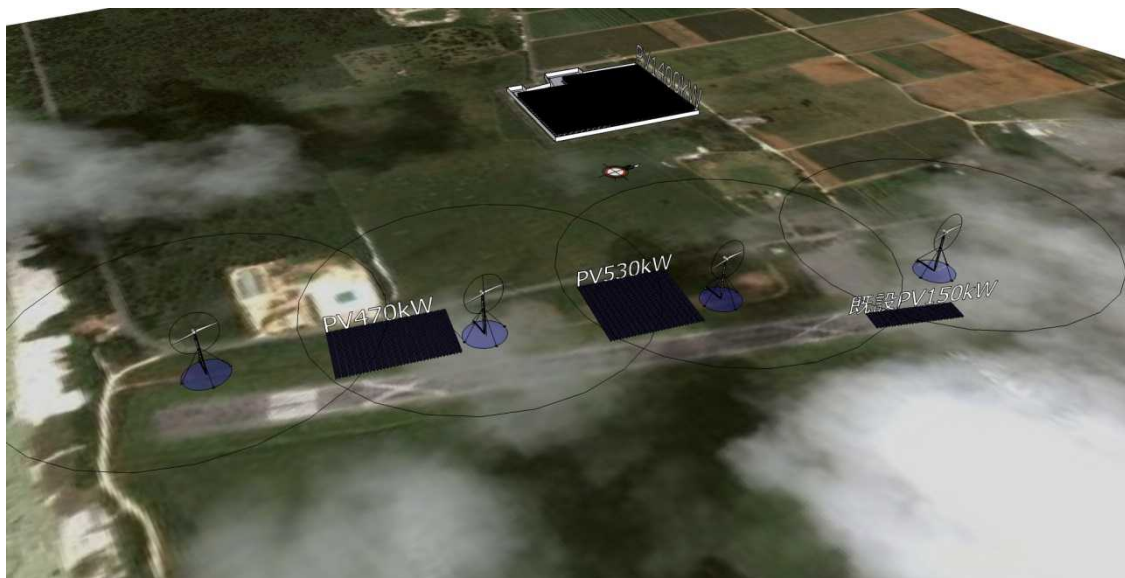


■候補地 C (第2プラン)

規模：980kW(245kW×4基)、可倒式風車、ハブ高38m、ロータ径32m

概要：旧空港滑走路に隣接して4基を配置。配置方向が卓越風向(北東)と重なることから、5D程度(ロータ径の5倍)の離隔をとる。

用途：発電事業者は沖縄電力㈱を予定。字との借地契約を行う。



5) 選定結果

太陽光発電：字有地を村が借り上げ、村直営はなく、土地貸しを基本とする。

風力発電：風車は245kW4基と1MW1基のうち、後者で決定。設置場所は村有地である旧空港滑走路



- 太陽光発電
候補地 A (第 1 プラン)
2,000kW(1350+ 650)



- 風力発電
候補地 C (第 1 プラン)
1,000kW



(7) 波照間島

1) 設置候補地

太陽光発電及び風力発電の設置候補地を以下に示す。



現況写真



2) 候補地の利用規制

	農用地 区域	地域森林計画 対象民有林		自然公園 区域		自然環境保全 地域		その他
		民有林	保安林	普通	特別	普通	特別	
候補地 A	該当	—	—	該当	—	—	—	—

【規制内容】……詳細は添付 4 「各離島の土地利用規制」を参照のこと。

■農用地区域：

農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更又は建築物その他の耕作物の新築、改築若しくは増築をいう）について許可が必要（農業振興地域の整備に関する法第 15 条の 2）。

■自然公園区域：

普通地域では届出が必要。特別地域は（第 1～3 種）の区分があり、工作物の新築、改築又は増築する場合等は許可が必要。



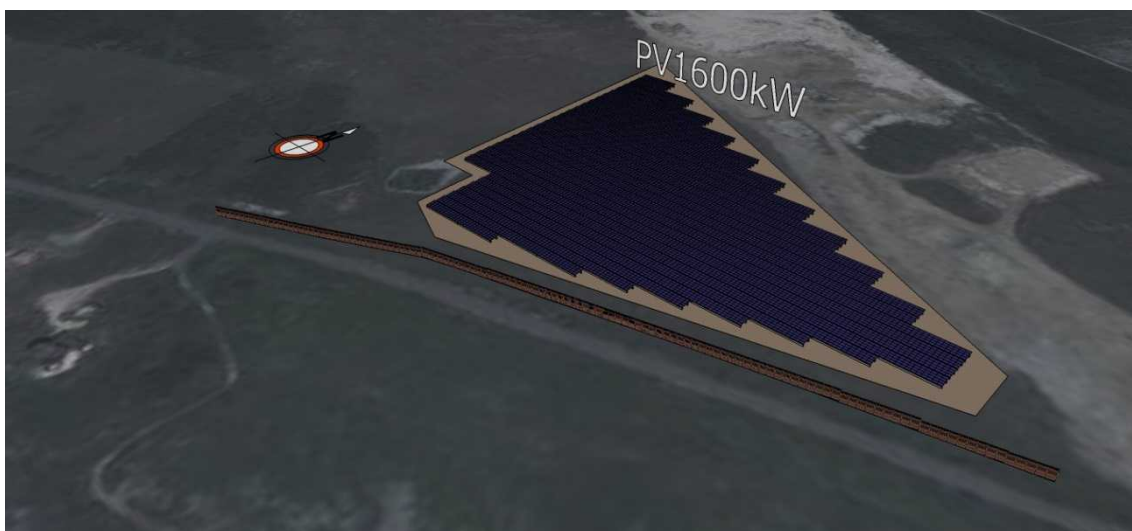
3) 太陽光発電

■候補地 A

規模：1,600kW、陸上部、結晶系 Si、傾斜 5 度、DC=1.2AC

概要：村有地の中で PV1,600kW が設置可能な面積約 20,000m²があり、大きな造成は不要である。但し、塩害等の影響が強い地域であるため、防風防潮林又は丸太防風柵等の対策が必要である。

用途：発電事業者は町又は町が誘致した民間発電事業者

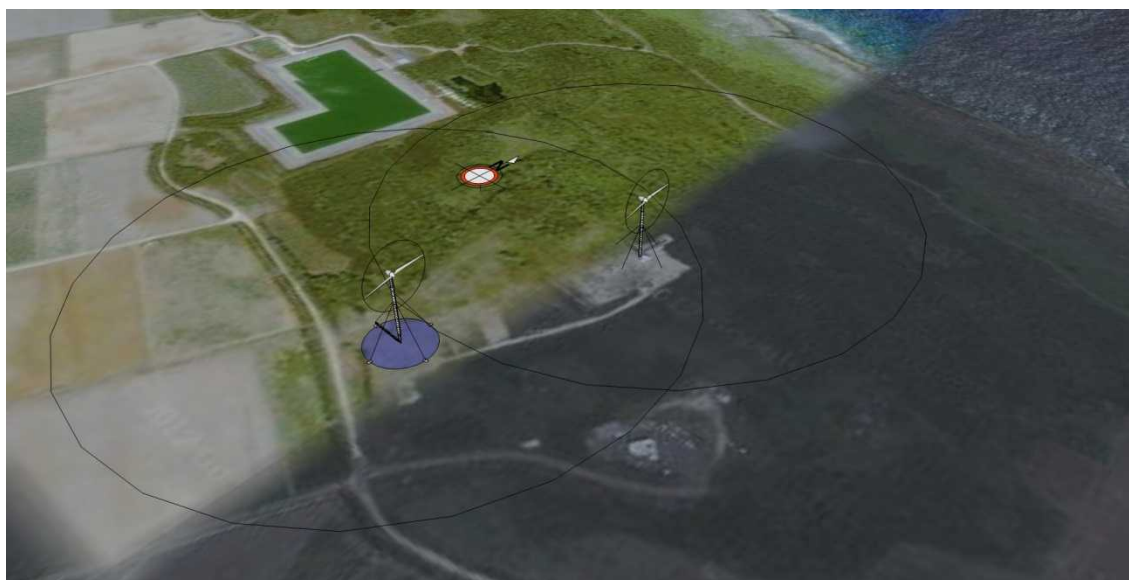


4) 風力発電

既設可倒式風車

規模：490kW(245kW×2基)、可倒式風車、ハブ高 38m、ロータ径 32m

用途：発電事業者は沖縄電力㈱



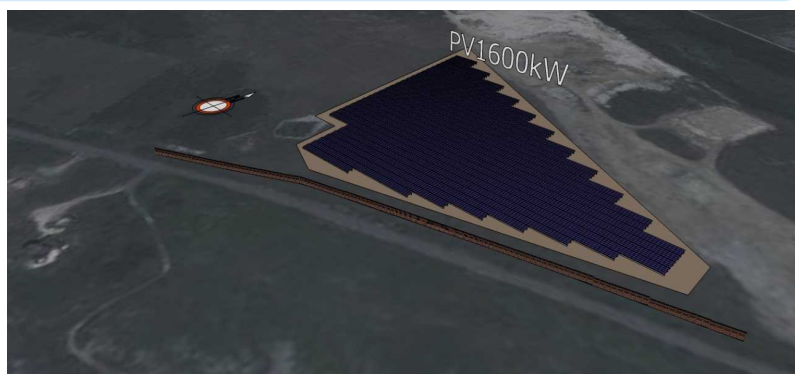
5) 選定結果

太陽光発電：村直営はなく、土地貸しを基本とする。

風力発電：風車は既設 245kW×2 基で十分との結果に至った。



■ 太陽光発電
候補地 A
1,600kW



■ 風力発電 (既存)
245kW×2 基



(8) 与那国島

1) 設置候補地

太陽光発電及び風力発電の設置候補地を以下に示す。



現況写真

候補地 A 既設 150kWPV 近隣	候補地 A 既設 150kWPV 近隣	候補地 B 島西部
候補地 B 島西部	候補地 C 既設 600kW×2 基風車近隣	候補地 C 既設 600kW×2 基風車近隣

2) 候補地の利用規制

	農用地 区域	地域森林計画 対象民有林		自然公園 区域		自然環境保全 地域		その他
		民有林	保安林	普通	特別	普通	特別	
候補地 A	—	—	該当	—	—	—	—	—
候補地 B	—	—	該当	—	—	—	—	—
候補地 C	—	—	—	—	—	該当	—	鳥獣保護区

【規制内容】……詳細は添付 4 「各離島の土地利用規制」を参照のこと。

■保安林：

立木竹の伐採、損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の伐採、土石、樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更しようとする者は許可が必要（森林法第 34 条）。また、保安林を他の用途に転用する者は、保安林解除の手続きが必要（第 27 条）。

■自然環境保全地域：

特別地区では、建築物その他の工作物の新築、増改築、木竹の伐採、水面の埋め立て、干拓、土地の形質の変更等について許可が必要。普通地区では届出が必要。

■鳥獣保護区

鳥獣の捕獲や殺傷、卵の採取や損傷は禁止。



3) 太陽光発電

■候補地 A

規模：1,000kW、陸上部、結晶系 Si、傾斜 5 度、DC=1.2AC

概要：既設 150kW 太陽光発電設備（沖縄電力所有）に隣接し、太陽光パネルを設置する。

用途：発電事業者は町又は町が誘致した民間発電事業者。



■候補地 B

規模：3,000kW、陸上部、結晶系 Si、傾斜 5 度、DC=1.2AC

概要：島西部の町有地に太陽光パネルを設置する。

用途：発電事業者は町又は町が誘致した民間発電事業者。



4) 風力発電

■候補地 C

規模：2000kW(1000kW×2基)、昇降式風車、ハブ高 70m、ロータ径 62m

概要：島東部、既設 600kW×2 基の風車近隣。

用途：発電事業者は沖縄電力㈱を予定。町との借地契約を行う。



昇降式風車 GEV-HP 1000kW



5) 選定結果

太陽光発電：村直営はなく、土地貸しを基本とする。

風力発電：候補地あり(既設近傍)。



■ 太陽光発電
候補地 A
1000kW



■ 太陽光発電
候補地 B
3000kW



■ 風力発電
候補地 C
1000kW×2 基

